

全建事発第 24 号  
平成 26 年 6 月 9 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会  
会長 近藤 晴 貞  
〔 公 印 省 略 〕

建設業法等の一部を改正する法律の一部及び公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行について

平素は本会の活動につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題や維持管理・更新に関する工事の適正な施工の確保の徹底等の課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）等の改正が行われました。建設業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 55 号）は、本年 6 月 4 日に公布され、建設業法の一部の規定については、公布の日より施行されました。また、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 56 号）も、本年 6 月 4 日に公布され、同日より施行されたところです。

この度、国土交通省から本会に対して、これらの改正法の内容及び留意事項について、別添のとおり通知がありました。

つきましては、ご多用中のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

(担当) 事業部事業企画課 奥山  
TEL 03-3551-9396  
FAX 03-3555-3218  
メール jigyo@zenken-net.or.jp